

佐世保市監査委員公表第16号

定期監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、定期監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和6年6月19日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦
佐世保市監査委員 井 上 友 子



農業委員会事務局 分
消防局 分
防災危機管理局 分

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

- 1 監査の種類 財務監査（定期監査）
- 2 監査の対象 農業委員会事務局
- 3 監査の期間 令和6年4月8日（月）～令和6年6月5日（水）
- 4 監査の着眼点
 - (1) 収入事務は適正か。
 - (2) 支出事務は適正か。
 - (3) 契約事務は適正か。
 - (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和5年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、支出事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。その事項を除き、重要な点において、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われていた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 諸証明手数料の収納において、佐世保市財務規則第 78 条第 1 項で「出納員等が、歳入金を収納したときは、…その日又はその翌日までに公金銀行等に払い込まなければならない。」と規定されているにもかかわらず、払い込みが遅れているものがあつた。(農業委員会事務局)

規則を再確認し、適正な事務処理を行われたい。

2. 支出事務

- ① 農地利用最適化推進委員の報酬の支給において、佐世保市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例第 4 条第 1 項で「報酬の支給日は、…月額報酬にあつては、一般職の職員の例によるものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、報酬の支給日を変更し、…支給することができる。」と規定されているにもかかわらず、方針決裁等がないまま条例で定める支給日に支給していないものがあつた。(農業委員会事務局)
- ② 旅費（概算払）において、佐世保市財務規則第 118 条第 2 項で「概算払を受けた者は、その用件終了後 7 日以内に精算書により…会計管理者に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、精算が遅れているものがあつた。(農業委員会事務局)
- ③ 出張命令伺において、佐世保市農業委員会処務規程第 7 条第 1 項第 2 号で、事務局長の専決事項は、主幹及び次長職以下の職員とされているにもかかわらず、副会長及び事務局長の出張命令に関することを事務局長決裁としていたものがあつた。(農業委員会事務局)

条例等を再認識するとともに、適正な事務処理を行うよう徹底されたい。